

2 施策の内容

【重点的に取り組むこと1】

男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消、教育・学習の推進

◆現状と課題

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されています。この、男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別にとらわれず、一人の人間として互いの人権を尊重することが重要です。

本町においても、「(男女の)事実上の平等」を目指す男女共同参画社会の形成に向けては、その阻害要因となる固定的性別役割分担意識(P55 ※1)に基づく制度・慣行(慣習・しきたり)を見直す必要があり、特に子どもの頃から学校や家庭、そして地域において男女共同参画意識の涵養と実践教育を行うことが重要です。

また、各団体や職場においても男女共同参画意識の向上に向けて主体的に取り組まれるよう、多様な機会をとらえた情報提供及び広報・啓発を推進していきます。

平成30年度に実施した男女共同参画に関する「町民意識調査」(以下、「平成30年度実施「町民意識調査」」という。)によると、男女の地位が「平等である」と答えた方の中で、最も割合が高かった項目は「学校教育の中で」が55.2%で、続いて「法律や制度の中で」が44.6%となっています。しかし、多くの分野で「男性優遇」と感じる人の割合が高い状況にあります。

このことから、様々な場において男女間の固定的性別役割分担意識は根強く残っていることがうかがえ、女性の活動分野を狭める大きな要因となっているほか、男性の家庭や地域社会への参画を阻むことにもつながっています。

●取組の方向 (1) 男女共同参画意識の涵養を図る広報・啓発の推進

平成30年度実施「町民意識調査」によると、「男女の地位の平等」について、「法律や制度で」平等であると感じている人の割合は46.7%である一方、「社会通念・慣習・しきたりなどで」平等であると感じている人の割合は25.8%と低い状況です。

男女共同参画施策	内 容	担当課
1 男女共同参画について、町民の関心と理解を深める広報活動の充実	<p>広報紙へ男女共同参画に関する記事等の掲載をはじめ、あらゆる機会を捉えた情報発信・情報提供に取り組みます。また、「瀬戸内町男女共同参画基本計画」の周知及び若い世代への情報にアクセスしやすさについて工夫します。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <p>◎広報せとうち、公式SNSへの掲載</p>	総務課 企画課
2 広く町民を対象とした男女共同参画に関する学習機会の提供	<p>男女共同参画について、正しい理解を町民に広げるため、講座などの学習機会を提供します。講座等の実施に当たっては、これまで当事者意識を持って主体的に学習に参加する機会が少なかった男性及び若い世代の参加を促す工夫を図るとともに、子育て期にある人や障がいのある人など、多様な立場にある人が学習に参加しやすくなるよう配慮します。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <p>◎男女共同参画に関する講演又は授業等（かごしま県民交流センター）</p>	企画課
3 「男女の人権の尊重」を踏まえた視点の浸透	<p>性別に起因する暴力等「個人の尊厳」をテーマとして、人権に関する研修等を実施します。個別の人権課題に関する研修においては、性別による差別や偏見が複合差別の根底にあることに留意する内容となるよう配慮し、町民の人権意識の深化に取り組みます。取組に当たって</p>	企画課

	は、「男女の人権の尊重」の理念を周知し、多様な人が学習に参加しやすくなるようにします。	
--	---	--

●取組の方向 (2) 学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進

学校教育において、人権尊重と男女平等の理念を包含する男女共同参画意識の浸透を図ります。

児童・生徒一人ひとりに対しては、自らが人権の主体となる「自尊感情」を持てるようにすること及びその理解に基づき実践行動し、「自己肯定感」を得る大切さが認識されるよう、教育・学習の機会を充実させます。

また、教育に携わる教職員の男女共同参画意識は、児童・生徒に大きな影響を及ぼすことから、「男女共同参画の視点」を踏まえた教育が実践されるよう、教職員に対しても学習機会の提供及び積極的な情報共有に取り組んでいきます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
4 児童・生徒の男女共同参画意識を醸成する人権教育の充実	児童・生徒が発達段階に応じて、自らが人権の主体であることへの気づき生まれ、一人ひとりが自尊感情を持つことでの自己肯定感が培われるよう、「男女共同参画の視点」を踏まえた人権に関する教育の充実を図ります。	企画課 教委総務課 社会教育課
5 「個人の能力発揮」による児童・生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実	児童・生徒一人ひとりが性別にとらわれることなく、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身に付けることができるよう、発達段階に応じた総合的なキャリア教育を推進します。取組みに当たって、将来に向けたライフプラン・キャリア形成に係わる「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨、仕事と生活の調和の理念を踏まえる配慮を行います。また、生徒が固定的性別役割分担意識にとらわれず、自らの意思で多様な進路選択、職業選択ができるよう生徒や指導する教職員への働きかけを行います。	教委総務課

6 教職員等学校関係者への男女共同参画に関する学習機会の提供	児童・生徒の男女共同参画意識に影響を及ぼす教育活動や学校運営全体が「男女共同参画の視点」で行われるよう、教職員等学校関係者へ男女共同参画に関する研修会の実施及び講座等への参加促進に取り組めます。 【具体的施策の例】 ◎男女共同参画に関する講演又は授業等 ◎子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（かごしま県民交流センター）	企画課
--------------------------------	---	-----

●取組の方向 （3）家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実

平成30年度実施「町民意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、全体では『賛成』（「賛成」＋「どちらかと言えば賛成」）が35.1%、『反対』（「反対」＋「どちらかと言えば反対」）が55.8%となっています。性別で見ると、『賛成』と答えた女性が30.0%で、男性が40.7%となっており男性のほうが女性より肯定する割合が高くなっています。

また、家庭生活においては家事、育児及び介護・看護を「妻」が行っていると回答している割合が高く、男女共同参画の理念の浸透が十分に進んでいない現状がうかがえます。さらに、「会合や行事の茶湯・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」「団体の長や代表者などには男性になるほうがよい（なるものだ）という雰囲気がある」など、家庭や地域で人々の意識の中に性別による固定的性別役割分担意識が存在しています。

男女共同参画施策	内 容	担当課
7 生涯学習等における「男女共同参画の視点」の浸透	生涯学習、社会教育及び家庭教育学級において、関係課との連携を図り、固定的性別役割分担意識や社会通念上の男性像・女性像のとらわれに気づきをひらく講座等の実施や情報提供を行い、男女共同参画に関する学習機会の提供に取り組むとともに、様々な学習機会の提供に当たって、内容や広報の表現等が、固定的役割分担意	企画課 社会教育課

	<p>識、画一的な男性像や女性像、家族像を助長することがないよう配慮を行います。</p> <p>また、講座等の実施に当たっては、男性の参加促進を図り、多様な人が参加できるよう開催日時等について配慮を行います。</p>	
8 集落において男女共同参画を推進するための学習機会の提供	<p>住民の暮らしに身近な集落において男女共同参画に関する講座を実施したり、県や町等が実施する講座等に役員等の参加促進を図り、地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる学習機会の提供に取り組めます。</p> <p>なお、取組みに当たって、コミュニティ施策との連携を図り、地域コミュニティづくりに男女共同参画の視点を踏まえることや暮らしに身近な生活課題に焦点を当て、人々の固定的性別役割分担意識や社会通念上の男性像や女性像へのとらわれへの気づきがひらかれることに工夫や配慮を行います。</p> <p>また、講座等の実施に当たっては、男性の参加促進を図り、多様な人が参加できるよう開催日時等について配慮を行います。</p>	<p>総務課 企画課 社会教育課</p>

●取組の方向 (4) 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の涵養を図る取組の推進

町民生活に影響を及ぼすあらゆる施策の実施を担う町職員に対し、男女共同参画意識の涵養を図るため職員研修等を実施し、本町における固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに取り組めます。取組に当たっては、あらゆる分野にわたる相談業務において、「男女の人権の尊重」を踏まえて、相談者の多様な状況に受容共感的に対応されるよう、相談の質を高めていきます。また、幼稚園、保育園における固定的性別役割分担意識に基づく慣行は、子どもたちの男女共同参画意識の醸成に大きな影響を及ぼすことから、幼稚園教諭や保育士に対しても学習機会の提供及び積極的な情報共有に取り組んでいきます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
9 町役場における男女共同参画意識の涵養を図る職員研修の充実及び固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し	<p>町におけるあらゆる施策が、男女共同参画の視点への配慮を踏まえて実施されるよう、男女共同参画意識の涵養を図る研修を行います。</p> <p>また、町役場における固定的役割分担意識に基づく慣行についての見直しを進めます。</p>	総務課 企画課
10 あらゆる分野の相談の場に「男女共同参画の視点」を浸透させるための相談員等への学習機会・情報の提供	<p>配偶者等からの暴力等の男女共同参画を阻害する行為や状況の早期発見・認知につながるよう、あらゆる分野の相談窓口に関男女共同参画の視点の浸透を図り、相談の質の向上を図ります。そのため、関係課、関係機関、団体等が連携を図り、町職員をはじめ人権擁護委員、民生委員・児童委員等相談を受ける人に男女共同参画に関する情報提供や研修を行うほか、県・町等が実施する研修に参加を働きかけ、学習機会の提供に取り組みます。</p>	企画課 保健福祉課 町民生活課 社会教育課 教委総務課
11 子どもの男女共同参画意識に影響を及ぼす幼稚園教諭・保育士への学習機会・情報の提供	<p>子どもの男女共同参画意識の形成においては、幼児期から子どもが接する大人の価値観等が大きな影響を与えます。</p> <p>特に、幼児期の教育・保育に携わる者が固定的性別役割分担意識、画一的な男性像・女性像に基づいて子どもに接する場合や教育・保育機関の教育内容及び運営に同様の考え方が反映されている場合は、子どもの男女共同参画意識は醸成されにくいと考えられます。そのため、関係機関・団体が連携を図り、幼稚園教諭や保育士に男女共同参画に関する情報提供や研修を行うほか、県・町等が実施する研修に参加を働きかけ学習機会を提供し、子どもの男女共同参画意識の醸成を図ります。</p>	企画課 教委総務課 社会教育課 町民生活課

●取組の方向 (5) 性の多様性についての正しい理解を深める広報・啓発の促進

基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別などが行われることがないように、いろいろな機会を捉えて性の多様性への理解の促進を図る広報・啓発に取り組みます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
12 性の多様性に関する学習機会・情報の提供	<p>性的少数者であることによる差別や偏見の解消に向けて、関係課・県の関係機関が連携を図り、講座等の実施や情報提供を行うほか、県等が実施する講座等へ参加を働きかけ、学習機会の提供に取り組みます。</p> <p>なお、取組みに当たっては、当事者が潜在する傾向にあることに留意するとともに、講座等の内容や広報の表現が、男女の人権の尊重と個人の尊厳を踏まえた性の多様性についての正しい理解に基づくものであるよう確認し、配慮を行います。</p>	<p>企画課 保健福祉課 教委総務課</p>

【重点的に取り組むこと2】

男女ともに個人の能力を発揮し、希望する働き方ができる環境の整備
～瀬戸内町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画～

◆現状と課題

子育て期以降の女性の雇用形態は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高く、正規雇用者との賃金格差があるほか、長期的なキャリア形成が困難で、職場での経験や知識を蓄積できないなどの状況にあります。男女ともに個人の能力を十分に発揮でき、仕事と生活の調和を図り就業継続できる職場環境の改善を進めることは、多様性に富んだ活力ある社会をめざす男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。

鹿児島県における女性の就業率は46.1%（平成27年国勢調査就業状態等基本集計：総務省統計局）、本町における女性（15歳以上）の就業率は52.7%で、共に働く女性の割合が高いと言えます。しかしながら、多くの女性は出産・育児期に就業を中断することから、就業率は30歳～34歳の63.9%（平成27年）を底とする「M字カーブ(P55 ※1)」を描いております。

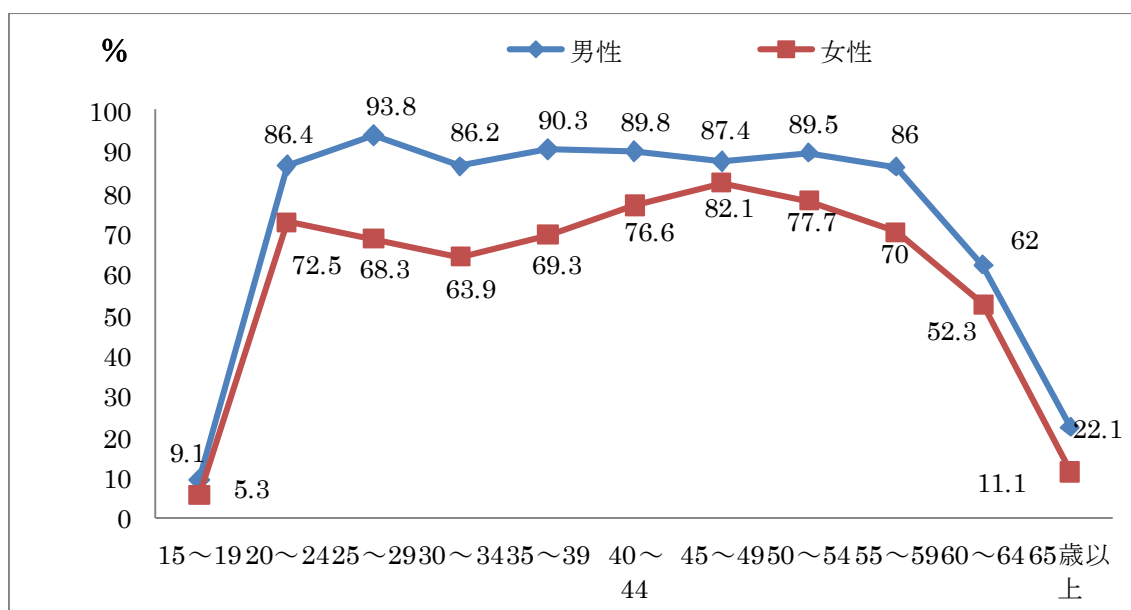
核家族化が進行し、共働き世帯が増加している中において、仕事と生活の両立のニーズは高まっています。職場においても固定的性別役割分担意識に基づく慣行により、男性は長時間労働等による過重な負担がかかり、女性は家庭的責任の負担がかかっている状況にあるなど、女性の長期的なキャリア形成のみならず、男女共にワーク・ライフ・バランス(P55 ※1)の選択を困難にしています。

このようなことから、本町の事業所においても、男女共に個人としての能力が発揮でき、仕事と生活の調和が図れるよう、就業環境の整備促進に取り組みます。取組に当たっては、「女性活躍推進法」の規定に基づき、経営者の意識の変革を促すとともに、男女共同参画や女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発を実施するほか、固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行など働き方の見直しを行うため、諸制度の情報提供や支援に取り組む必要があります。

平成30年度実施「町民意識調査」によると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の現状での優先度は、「仕事と家庭生活を共に優先している」と回答した割合が19.2%と最も高く、次いで「家庭生活を優先している」が17.8%となっています。

性別で見ると、女性は「家庭生活を優先している」が23.9%と最も高く、男性は「仕事を優先している」が21.8%と最も高い結果となりました。

【男女別年齢階級別労働力率】（瀬戸内町）



資料：平成 27 年国勢調査

●取組の方向 （1）雇用において男女共に個人の能力を発揮できる雇用環境の整備促進

男女が個人の能力を発揮できる多様な選択を可能にするためには、募集・採用・配置・昇進の雇用ステージ全体を通して、男女の均等な機会と待遇が確保されなければなりません。

平成 30 年度実施「町民意識調査」によると、「職場では、性別によって処遇が異なりますか」との問いについて「性別により処遇が異なっていることはない」と回答した人の割合が 24.5%と最も高くなっているものの、「賃金に格差がある」が 13.2%、「管理職への登用に差がある」が 10.0%と回答した人の割合も高く、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」をはじめとする法制度の周知及び遵守がなされているかには懸念があります。また、「女性に補助的な業務や雑用（お茶くみ等）に従事させる傾向がある」と回答した人の割合は 10.9%と高く、女性の長期的なキャリア形成に影響を及ぼす固定的性別役割分担意識に基づく慣行が残っていることもうかがえます。

このような状況を踏まえ、関係機関・団体が連携し、事業所に対して「男女の雇用機会均等法」等、ワーク・ライフ・バランスにかかわる各種法制度等の周知を図るとともに、小規模事業所においては、就業規則の整備等多様な機会を捉えた情報の提供及び相談対応等に取り組む必要があります。

男女共同参画施策	内 容	担当課
13 経営者層の意識改革、雇用慣行・職場風土改革に向けた情報・学習機会の提供	<p>個々の事業所における固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行・職場風土の改善に向けた主体的な取組状況には、管理職を含めた経営者層の意識が影響を及ぼす傾向にあることから、関係課、関係機関・団体が連携を図り、経営者層に対して多様な機会を捉え「女性活躍推進法」に基づく社会的動向の周知、男女共同参画に関する情報提供や研修の実施、関係機関・県・町が実施する講座等への参加の働きかけなどによる学習機会の提供に取り組みます。</p> <p>取組みに当たっては、先進事例の紹介、男女共同参画や女性活躍が要請される社会背景や現状に関するジェンダー統計の活用等により、経営者層の理解の浸透が図られるよう情報等の内容に配慮を行います。</p>	企画課 商工観光課
14 雇用の場における男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進に向けた関係法制度の普及・啓発	<p>個々の事業所において、募集・採用・配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いの禁止などを規定する「男女雇用機会均等法」、非正規雇用労働者の雇用条件や雇用環境の整備促進に向けて、正規雇用労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や正規雇用労働者への転換の推進等を規定する「パートタイム労働法」等の関係法令が順守されるよう、関係機関・団体との連携による周知・啓発、相談対応に取り組みます。</p>	企画課 商工観光課
15 個人の能力発揮を阻害するハラスメント防止対策、メンタルヘルス確保に向	<p>セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産を理由とするマタニティ・ハラスメント等の性別に由来するハラスメント、長時間労働の常態化による心身の状態の変調は個人の能力発揮を阻害する要因となり、男女双方のキャ</p>	企画課 総務課 商工観光課

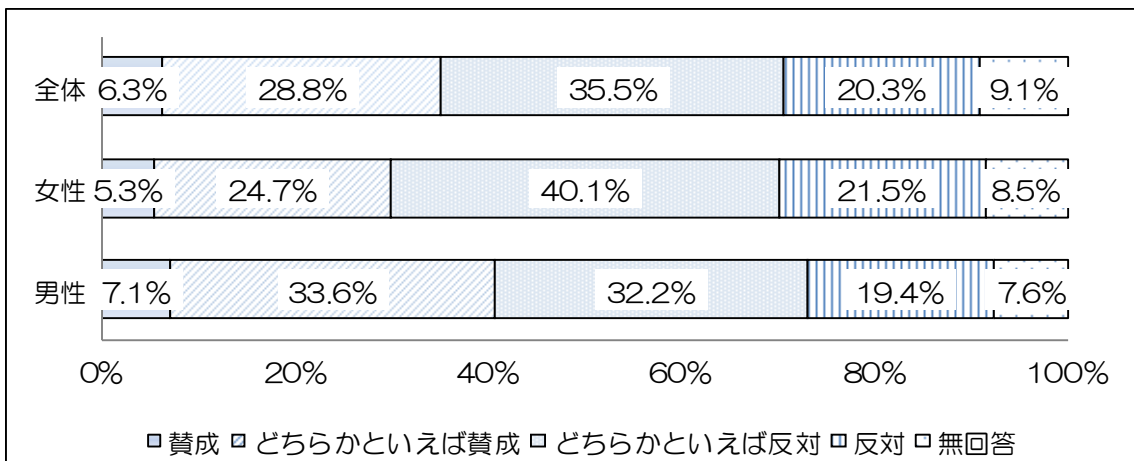
<p>けた支援</p>	<p>リア形成に影響を及ぼすため、事業所におけるハラスメント防止対策やメンタルヘルス確保に向けた主体的な取組みが推進されるよう、関係課が連携し事業所への出前講座の実施など学習機会の提供等の支援を行います。</p> <p>また、潜在化するハラスメントの被害者や心身の変調をきたしている人に対しては、相談窓口の案内など適切な情報提供により早期救済・回復に向けた配慮を行います。</p>	
<p>16 女性の能力開発に向けた取組</p>	<p>固定的役割分担意識に基づく男性を中心とする雇用慣行が、キャリア・アップに必要な知識や経験を得る機会の男女格差を助長し、女性の能力開発に影響を及ぼしています。</p> <p>個々の事業所において、女性の能力開発に向けた主体的な取組みが促進されるよう、関係課が連携して情報収集・情報提供を行うとともに、男女共同参画や女性活躍に関する正しい理解の促進等を図る学習機会を提供するなどの支援に取り組みます。</p> <p>なお、取組みに当たって、個々の女性に情報を入手する機会が確保されるよう使用者等に働きかけたり、学習への参加が促進されるよう開催日時等の配慮を行います。</p>	<p>企画課 商工観光課</p>
<p>17 長時間労働の改善、育児・介護休業、年次有給休暇取得を進める意識啓発</p>	<p>事業所において、長時間労働の改善、育児・介護休業や年次有給休暇の取得促進のための主体的な取組みが進むよう、関係課が関係機関・団体と連携し、育児休業や介護休業等の両立支援に係わる諸制度の周知、雇用環境の整備に積極的に取り組む先進事例等の情報提供を行います。</p> <p>また、男性の家庭生活への参画、男性による育児休業等両立支援制度の活用が促進さ</p>	<p>総務課 企画課 商工観光課</p>

	<p>れるよう、経営者層及び雇用者双方の「働き方」に係る意識改革に向けて、男女共同参画に関する講座等の実施に取り組めます。</p> <p>なお、取組みに当たっては、個々の雇用者への周知が行き渡るよう使用者等への働きかけを行うほか、男性の気づきがひらかれるよう講座内容を工夫したり、男性の講座等の参加促進を図るために開催日時に配慮を行います。</p>	
--	--	--

●取組の方向 (2) 様々なライフステージに応じて、男女ともに希望する仕事と生活の調和が図られる就業環境の整備促進

一人ひとりが、やりがいを感じながら充実して仕事の責務を果たすとともに、豊かでゆとりある個人生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、男女双方が家庭責任の主体となることが重要です。特に、固定的性別役割分担意識に基づく就業環境を見直し、男性の家庭生活への参画を進める必要があります。そこで、農林水産業の経営体・商工自営業など事業所に対し、男女共同参画に関する広報・啓発活動を通じてワーク・ライフ・バランスの理念の普及を図りながら、子育てや介護・看護等に関する行政サービスや諸制度等の積極的な情報提供及び相談対応を実施します。また、男性雇用者の育児・介護休業、年次有給休暇取得の促進等に取り組むとともに、今後さらに高まる傾向にある再就職や新規就農、起業などの多様な働き方のニーズへの対応を図ります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



H30年実施：瀬戸内町「町民意識調査」

男女共同参画施策	内 容	担当課
18 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的気運の醸成を図る広報・啓発	<p>常態化する長時間労働等の男性中心型の主たる就業者や家庭的責任の女性への偏重を見直し男性の家庭生活への参画を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえる男女共同参画に関する広報・啓発活動と一体的に取り組みます。なお、講座等啓発の内容については、固定的性別役割分担意識や社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）に無意識にとらわれていることへの気づきがひらかれ、職場や家庭における固定的役割分担意識に基づく慣行や状況を見直す行動につながるよう考慮するとともに、仕事と子育て・介護の両立に困難を抱えている当事者に学習機会が提供できるよう、開催日時等必要な配慮を関係課が連携して行います。</p>	企画課 商工観光課
19 農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行・家庭生活の状況の改善に向けた取組	<p>家族経営による農林水産業・商工自営業において、女性は仕事に加え、固定的性別役割分担意識に基づく家庭的責任の大半を担うため、男性よりも総労働時間が長くなる傾向があります。また、女性が果たしている役割に見合う対価が支払われていない場合、女性は将来にわたって経済的不安を抱えることとなります。そこで、男性の家庭生活への参画を促進することで、家族従業者である女性の処遇を改善する必要があります。取組に当たっては、男女共同参画に関する情報提供や県・町等が実施する研修・講座等へ参加を働きかけるなど、学習機会の提供や各種相談に対応します。また、農業においては、<u>家族経営協定締結(P55 ※1)</u>に「男女共同参画の視点」の浸透を図るための啓発や助言を行うとともに、商工業においては、小規模事業所に就業規則の整備に向けた啓発を行います。</p>	農林課 商工観光課 水産振興課

<p>20 多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実・利用促進</p>	<p>仕事と子育て、介護の両立に困難を抱えている家庭に対し、男性の家庭生活への参画を促進するため、男女共同参画に関する広報・啓発活動に取り組み、男性中心型の就業慣行及び家庭的責任の女性への偏重見直しを図ります。取組に当たっては、職場や家庭において、固定的役割分担意識に基づく慣行及び状況を見直す行動につながるようにするとともに、社会通念上の男性像・女性像(ジェンダー)に無意識にとらわれていることへ気づきがひらかれるような内容とし、また、様々な方へ学習機会が提供できるよう開催日時等に配慮します。</p>	<p>企画課 商工観光課</p>
<p>21 男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実</p>	<p>職場における男性中心型長時間労働の改善等働き方改革に係る取組みへの支援やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえる男女共同参画に関する学習機会の提供、仕事と子育てや介護との両立支援に係わる諸制度・行政サービスの利用促進を図る取組み、男性の家庭生活への参画の支援を関係課が連携して一体的に実施します。また、男性が家事、育児、介護、健康づくりに関する実践的な知識と技術を習得できる包括的な講座等の関係各課が連携した実施に向けた検討・研究を行います。</p>	<p>企画課 商工観光課 保健福祉課</p>
<p>22 多様な働き方のニーズに対応する情報提供・相談支援</p>	<p>育児や介護を理由に離職した人の再就職のニーズに応えるため、関係機関との連携による相談対応等の支援に取り組みます。</p> <p>また、新規就農、起業等多様な働き方を希望するニーズに対応するため、情報提供・相談対応に取り組みます。なお、それら取組みに当たっては、固定的性別役割分担意識に基づく対応が行われないための配慮を行います。</p>	<p>企画課 農林課 商工観光課</p>

<p>23 町役場における職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取組の推進</p>	<p>仕事と生活との両立を図ることができる働きやすい職場づくりのため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」により、育児休業の取得推進及び円滑な職場復帰の雰囲気づくりに努めます。また、超過勤務時間の縮減に向けて、事務の簡素合理化や職員の意識啓発など、職場環境の改善に取り組めます。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <p>◎瀬戸内町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画</p>	<p>総務課</p>
--	--	------------

【重点的に取り組むこと3】

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

～瀬戸内町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画～

◆現状と課題

男女共同参画社会の形成に向けては、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策・方針決定に共に参画することが非常に重要です。特に雇用の分野においては、女性活躍推進法に基づき方針決定過程に係わる「指導的地位」女性を加速的に増やしていくことが要請されています。

瀬戸内町における政策・方針決定過程に参画する女性の割合は、審議会等委員が17.6%、町議会議員が0%、(平成30年3月31日現在)、町役場管理職が(平成30年4月1日現在)0%、自治会長が15.6%(平成30年5月)であり、その他あらゆる分野においても、女性が様々な分野の活動を担っているにもかかわらず、政策・方針決定の場への参加(参画)は十分に進んでいない状況にあります。

このような状況を踏まえ、女性の参画拡大を図り、男女の均衡を図ることに、行政は自らが率先して取組みを進めるとともに、事業所、関係機関・団体に対しても女性の参画拡大の推進を積極的に働きかけ、意識改革を図るとともに、あらゆる分野において女性の参画が促進されるための包括的な環境整備の支援、多様な分野における女性の人材の掘り起し、女性の人材育成に取り組む必要があります。



●取組の方向 (1) 雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

県内の事業所においては、女性活躍推進に関する企業実態調査結果（平成 28 年鹿児島県）によると女性の管理職への登用は進んでいませんが、特に増やす考えはないという経営者が約半数を占めており、その理由として、女性従業員が少数であること、必要な知識・経験・判断力を有する女性の適任者の不在、女性は勤続年数が短いことを挙げています。しかし、従業員の女性の約 1 割は管理職を希望しており、経営者の考えとのかい離が生じています。

一方、女性の約半数は管理職に就くことを希望しておらず、その理由として、自分の能力に自信が持てないことや、責任が重くなることを挙げており、女性の人材育成や家庭責任の解消が課題となっています。

平成 30 年度実施「町民意識調査」によると、「政策企画立案や方針決定の場で、女性の意見が反映されるようになれば良いと思いますか」との問いに対し、肯定（そう思う+どちらかといえばそう思う）が 84.8%を占め、ほとんどの人が女性の参画を肯定しています。

こうした状況を踏まえ、雇用の分野において女性の能力開発及び仕事と生活の調和を図る環境整備など、女性の活躍に向けた取組を一層推進することが大切です。

男女共同参画施策	内 容	担当課
24 中小企業における管理職への女性の登用促進の取組への支援	中小企業において管理職への女性の登用促進に向けた、主体的な取組みが促進されるよう「重点的に取り組むこと 2」における固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行の改善、女性の能力開発、仕事と生活の調和を図る環境整備等の包括的な取組みを通じて、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）による先進事例等の情報提供、県・町、関係機関等が実施する女性活躍に関する研修等への参加への働きかけによる学習機会の提供、相談対応に取り組めます。	総務課 企画課 商工観光課

●取組の方向 (2) 行政分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

本町における政策・方針決定過程に参画する女性の割合は、審議会等委員が17.6%、町議会議員が0%(平成30年3月31日現在)、町役場管理職が0%(平成30年4月1日現在)であり、その他あらゆる分野においても、女性が様々な分野の活動を担っているにもかかわらず、政策・方針決定の場への参加(参画)は十分に進んでいない状況にあります。そのため、女性の人材に関する情報を収集し、審議会等の委員を委嘱する際に活用するため、人材リストの整備や多様な人材の掘り起し及び育成に取り組みます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
25 審議会等委員への女性の登用促進	<p>女性の人材に関する情報を収集し、関係各課が所管する審議会等委員の委嘱に当たって活用する人材リストを整備します。</p> <p>さらに、関係団体等への女性の推薦についての協力要請、職指定委員の見直し、委員公募制の導入、1人に複数の委員を委嘱することによる人材の固定化の改善等の配慮を行います。また、多様な人の委員参画を可能にするため、審議会等の開催日時等について配慮を行います。このような取組を実効性があるものにするため、目標値を設定し、その達成に向けて進行管理を行います。</p>	<p>企画課 総務課 教委総務課</p>
26 町役場における管理職への女性の登用推進	<p>「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」により、管理職への女性登用を計画的に推進します。その過程において、性別による職域の固定化、偏りがないようにするとともに、他機関等への出向機会を確保します。また、町の施策立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるよう、女性のキャリア形成に向けた研修会等を積極的に実施します。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <p>◎瀬戸内町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画</p>	<p>総務課</p>

●取組の方向 (3) 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る
取組への支援

農業分野における政策・方針決定への女性の参画、個々の経営体において男女が対等なパートナーとして共に経営に参画できる環境整備は、多様化する消費者ニーズや農業が有する多様な価値への対応力の向上及び生産性の向上とともに、多様な担い手の確保と定着を図る上で重要な課題です。本町において農業就業者に占める女性の割合は43.1%（平成27年農林業センサス）で、農業委員に占める女性の割合は20.0%（平成30年4月1日現在）となっています。

商工業の分野においても、多様化する消費者ニーズへの対応、後継者確保など事業継続に係わる課題、地域振興等の観点から、政策・方針決定過程への女性の参画拡大が要請されています。

このようなことから、農林水産業・商工業分野における政策方針決定過程へ女性の参画が促進されるよう、関係団体・機関等が連携を図り、啓発活動に取り組みます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
27 農林水産業・商工業における経営への女性の参画拡大を図る取組	農林水産業・商工業における経営への女性の参画促進に向けた、主体的な取組みが促進されるよう、「重点的に取り組むこと2」における包括的な取組みを通じ、関係団体・機関、関係課の連携により、先進事例や女性活躍・男女共同参画に関する情報提供、研修の実施や県・町が実施する講座等学習機会への参加の働きかけによる学習機会の提供、相談対応に取り組めます。また、女性の認定農業者の育成、女性の生産加工グループや農林水産業の女性団体、商工業関係の女性団体の活動支援を通して、女性の参画拡大に向けた気運の醸成を図ります。	農林課 水産課 商工観光課
28 農林水産業・商工業における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた	農業委員、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会の役員等への女性の参画拡大に向けて、関係機関・団体における主体的な取組みが促進されるよう、関係課が連携し、男女共同参画・女性活躍促進に関	農林課 水産振興課 商工観光課

取組	<p>する広報・啓発活動を通じた情報提供や学習機会の提供に取り組めます。また、女性の参画への意識の醸成が図られるよう、農林水産業、商工業の女性の団体等における男女共同参画に関する研修の実施、県・町等が実施する講座等への参加の働きかけを行います。</p>	
----	--	--

●取組の方向 (4) 地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援

平成30年度実施「町民意識調査」によると、「自治会、町内会などの地区を単位とした団体活動」に参加している人の割合は男性22.1%、女性17.1%、「婦人会、老人クラブ、青年団活動などの団体活動」へ参加している人の割合は男性10.9%、女性17.4%となっています。一方、自治会長に占める女性の割合は15.6%（平成30年5月現在）です。今後、地域コミュニティづくりにおいて、女性の参画は重要な課題であることから、地域における女性の方針決定への参画拡大に向け、男女共同参画に関する講座の開催など、学習機会を提供します。

また、PTAにおける女性の参画状況については、小学校では会長に占める女性の割合が8.3%、副会長が38.9%、中学校では会長が12.5%、副会長が38.5%（平成30年5月現在）となっています。

男女共同参画施策	内 容	担当課
29 自治会における方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組	<p>地域課題が多様化・複雑化する中、今後さらに社会的要請が高まる地域コミュニティづくりに係わる運営や活動方針が男性を中心に決定される状況は、住民の多様なライフスタイル、家族形態の多様化、人間関係の希薄化、単身者の孤立化等への対応を図る地域生活課題の解決に向けた地域づくり活動に影響を及ぼします。男女共同参画に関して、多様な機会を捉えた情報提供、出前講座の実施や、県・町が実施する講座等への参加の働きかけによる学習機会の提供、相談対応に取り組めます。</p>	<p>企画課 総務課</p>

30 各種機関・団体等における方針決定過程への女性の参画拡大に向けた広報・啓発	P T A やスポーツ団体等における方針決定への女性の参画拡大に向けて主体的な取り組みがされるよう、「重点的に取り組むこと1」における包括的な取り組みを通じた、広報・啓発に取り組みます。	企画課 総務課 教委総務課 社会教育課
---	---	------------------------------

●取組の方向 (5) 防災分野における女性の参画拡大を図る取組

防災分野において、政策・方針決定過程へ女性の参画が拡大されるよう社会的要請が高まっていることを踏まえ、「地域防災計画」に「男女共同参画の視点」を反映させ、女性の参画拡大を図ります。

本町においては、消防団員数は減少傾向にあるが、地域生活に根差した防災・防火活動の担い手として期待される女性の消防団員は徐々に増加しており、さらにより一層防災・防火活動に男女双方の視点を反映させるため、女性消防団員の増加に向けて取り組みます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
31 地域防災に関わる施策・方針決定過程への女性の参画拡大	性別、年齢、障がいの有無、生活状況の違いなど多様な立場・状況によって災害によって受ける影響は異なり、特に避難所運営においては、「男女の人権の尊重」に基づく配慮や多様な住民ニーズへの対応が要請されます。 このため、地域防災に係わる諸施策が「男女共同参画の視点」を踏まえて推進されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。	総務課 企画課
32 消防団活動への女性の参画拡大に向けた広報・啓発	地域生活に根差した防災・防火活動の充実が図られるよう、消防団活動への女性の参画拡大と女性の消防団員の増加に向けて関係機関が連携して広報・啓発に取り組みます。	総務課 企画課

●取組の方向 (6) 女性のエンパワメントを支援する取組

男女共同参画社会の形成に向けて、女性が個人として自己決定する力や社会のあらゆる分野に参画する力量の形成、能力開発のために、「エンパワメント」は重要な考え方です。

就業など様々な活動に固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行が影響を及ぼし、能力開発の機会に男女格差が生じている状況を踏まえ、あらゆる分野における女性の参画拡大を図るために、エンパワメントの視点に立って、働く女性のネットワーキングへの支援、女性の人材育成を図る実践的・包括的学習の提供に取り組めます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
33 働く女性のネットワーキングに向けた支援	<p>働く女性に対し、男女共同参画に関する学習のため、情報交換や交流の場を提供することで、女性が主体的にネットワーキングを構築できるよう支援します。</p> <p>また、多様な就労・就業形態で働く女性の状況を把握し、女性の職業生活に応じた施策を充実させるとともに、新たな人材の掘り起しなどを行っていきます。</p>	<p>企画課 商工観光課</p>
34 女性の人材育成を図るための包括的かつ実践的な学習機会の提供	<p>政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、町政に関する出前講座の活用や議員と語る会及び議会傍聴等による包括的かつ実践的な学習の機会を提供します。</p> <p>また、地域課題の解決に向けた政策形成及び事業立案の手法を学ぶための地域づくりセミナー等を提供し、女性の人材育成を図っていきます。</p>	<p>議会事務局 総務課 企画課 社会教育課</p>

【重点的に取り組むこと4】

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

◆現状と課題

配偶者等からの暴力、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であり、その根絶に向けた取組みを推進することは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。それらの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、女性に対する差別や偏見、ジェンダーに由来する男女の不平等な関係があります。

平成30年度「町民意識調査」においては、「配偶者等からの暴力を受けた経験」について、「身体的な暴力」「精神的脅迫・嫌がらせ」「性的な行為を強要された」を受けたことがある（何度もあった+1.2度あった）人の割合は11.3%でした。また、暴力を受けたことがある人への「誰かに打ち明けたり相談しましたか」という問いに対して、「町の相談窓口で相談した」と回答した人の割合は0%、「どこにも誰にも相談しなかった」は42.6%となっています。この状況も踏まえ、配偶者からの暴力を含むあらゆる形態の暴力に対応できる相談体制の充実を図る必要があります。

なお、性別に起因する暴力の形態が、若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力（デートDV）をはじめ一層多様化していることや子どもや男性の被害の動向に注視する必要があります。

また、性別に起因する暴力の背景や構造についての正しい理解と、暴力は決して許されない行為であることの意識の涵養を図るため広報・啓発活動を推進することが求められます。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「瀬戸内町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」、「男女雇用機会均等法」におけるセクシャル・ハラスメント防止規定、「ストーカー行為等の規制に関する法律」等の法制度に基づき、関係機関・団体、関係課が連携の強化を図り、被害者に寄り添った切れ目のない支援に取り組む必要があります。

●取組の方向 (1) 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境づくりの推進

配偶者等からの暴力、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の暴力が、社会において構造化された性別による不平等等の両性の関係に起因することについて理解が十分に浸透しておらず、個人的な問題と見なされ、被害者に非があるとする風潮が残っています。このため被害者は誰にも相談できず、また相談しても理解されずに二次被害を受けた経験やそのおそれがあることへの不安、暴力への不安や緊張、恐怖から社会的孤立に追い込まれ、暴力の被害が潜在化傾向にあり、被害の早期発見による被害者の早期の安全・安心の確保を困難にしています。

このような暴力を生み出す背景についての正しい理解と意識の涵養を図る広報・啓発活動を推進します。

また、セクシャル・ハラスメントについては、雇用の場のみならず、様々な場において起こる問題であることへの理解を図り、早期発見に向けた相談対応の充実を図るとともに、性犯罪、ストーカー行為については、被害者支援にむけて、関係法を踏まえた適切・迅速な関係機関との連携が図られるよう、体制の充実に取り組めます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
35 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない意識の涵養を図る広報・啓発	性別に起因する暴力（DV・セクシャルハラスメント・性犯罪・ストーカー行為等）は、基本的人権を侵害する行為であり、社会において構造化された性別による不平等、両性の関係(ジェンダーの視点)から生み出されています。暴力防止に向けては、町の広報紙等に「女性に対する暴力をなくす運動」や「人権週間」を掲載するほか、国や県及び関係機関と連動したキャンペーンなど、広報・啓発活動に取り組むとともに、様々な講座等により学習する機会を提供することで、正しい理解と意識の涵養を図っていきます。また、それらの内容が暴力やジェンダーを助長するものでないよう、表現の影響について配慮します。	企画課

<p>36 子どもや若年層の被害の未然防止及び適切な支援の基盤となる啓発</p>	<p>配偶者等からの暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、その根底には性別による偏見や差別的取扱いがあることについて、児童・生徒の発達段階からの理解が重要です。</p> <p>特に教職員・幼稚園教諭、保育士等子どもに関わる関係者に対しては、「児童虐待防止法」に基づいた配偶者から暴力を発見した場合の通告及び「配偶者暴力防止法」に基づいた加害者による子どもの連れ去り、また、不当な接触を防ぐ保護命令など、子どもが育つ家庭内における諸制度の周知を図る必要があります。</p> <p>更に、若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力（デートDV）を未然に防止するために、人権教育や男女平等教育を通じて、男女の対等な関係を培うことの大切さを学んでもらうための情報及び学習の機会を提供します。</p>	<p>企画課 町民生活課 教委総務課</p>
<p>37 性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けた関係機関の連携体制の充実</p>	<p>性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けては、各種相談に携わる職員が、人権擁護委員や民生委員、児童委員等と連携して適切、かつ迅速な相談対応に取り組みます。</p> <p>なお、相談対応や支援の過程においては、二次被害が起こらないよう被害者に寄り添うとともに、被害者の安全を守るため、個人情報保護及び守秘義務の徹底に配慮します。</p>	<p>企画課 保健福祉課</p>
<p>38 あらゆる場におけるセクシャル・ハラスメントの防止・被害者支援に向けた</p>	<p>セクシャル・ハラスメントは、基本的人権を侵害する暴力であるという認識が十分に浸透しておらず、個人的問題とみなされ、被害が潜在化する傾向にあります。</p> <p>そのため、被害防止と被害者支援に対し</p>	<p>総務課 企画課 教委総務課 商工観光課</p>

<p>基盤づくり</p>	<p>ては、広く町民の理解と意識の涵養を図るための広報及び啓発、相談への対応が重要です。</p> <p>また、二次被害が起こらないよう被害者の心情や状況に寄り添うことに留意するとともに、被害者の安全を守るため、個人情報保護と守秘義務を徹底します。</p>	
--------------	---	--

●取組の方向 (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

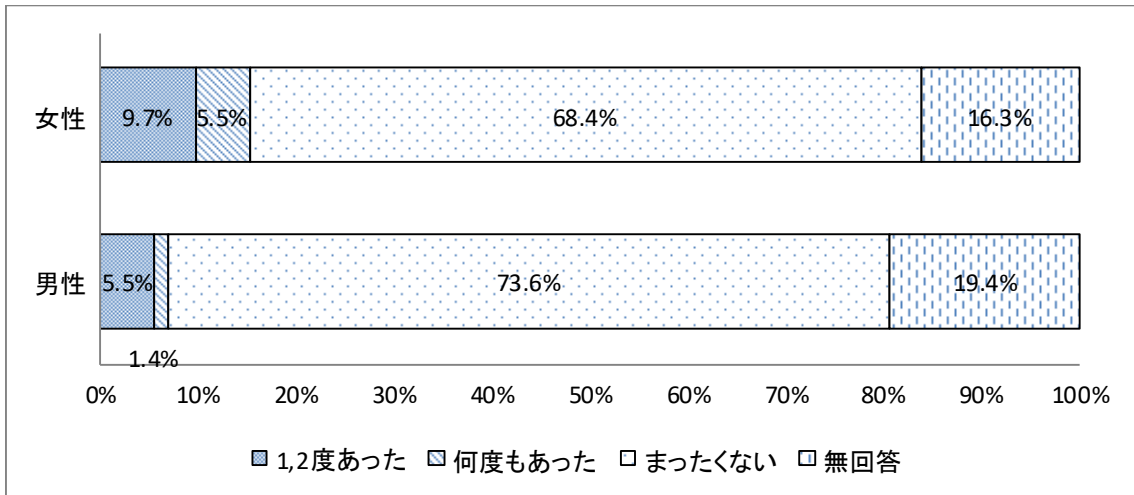
平成30年度の「町民意識調査」によると、「配偶者からの暴力を受けた経験」がある人のうち「どこにも、誰にも相談しなかった」と回答した人の割合が女性で42.2%、男性40.0%となっています。その理由として、女性も男性も「相談するほどのことではないと思ったから」と答えている人が最も多く、「自分にも悪いところがあると思ったから」が続いています。

この状況から、暴力の被害者の認識自体が、被害の潜在化につながる傾向にあること、ジェンダーによる偏見や男性自らの思い込みにより男性の被害が潜在化する傾向にあること、配偶者から暴力がある家庭に育つ子どもは深刻な影響を受けることに注視することが必要です。

また、交際相手からの暴力(デートDV)も被害者の心身に大きなダメージを与え、特に若年層にとっては、将来に向けたライフプランに大きな影響を及ぼすため、DVの未然防止に向けて、学校において児童・生徒の発達段階に応じた適切な学習・教育を行うなど若年層への啓発に取り組む必要があります。

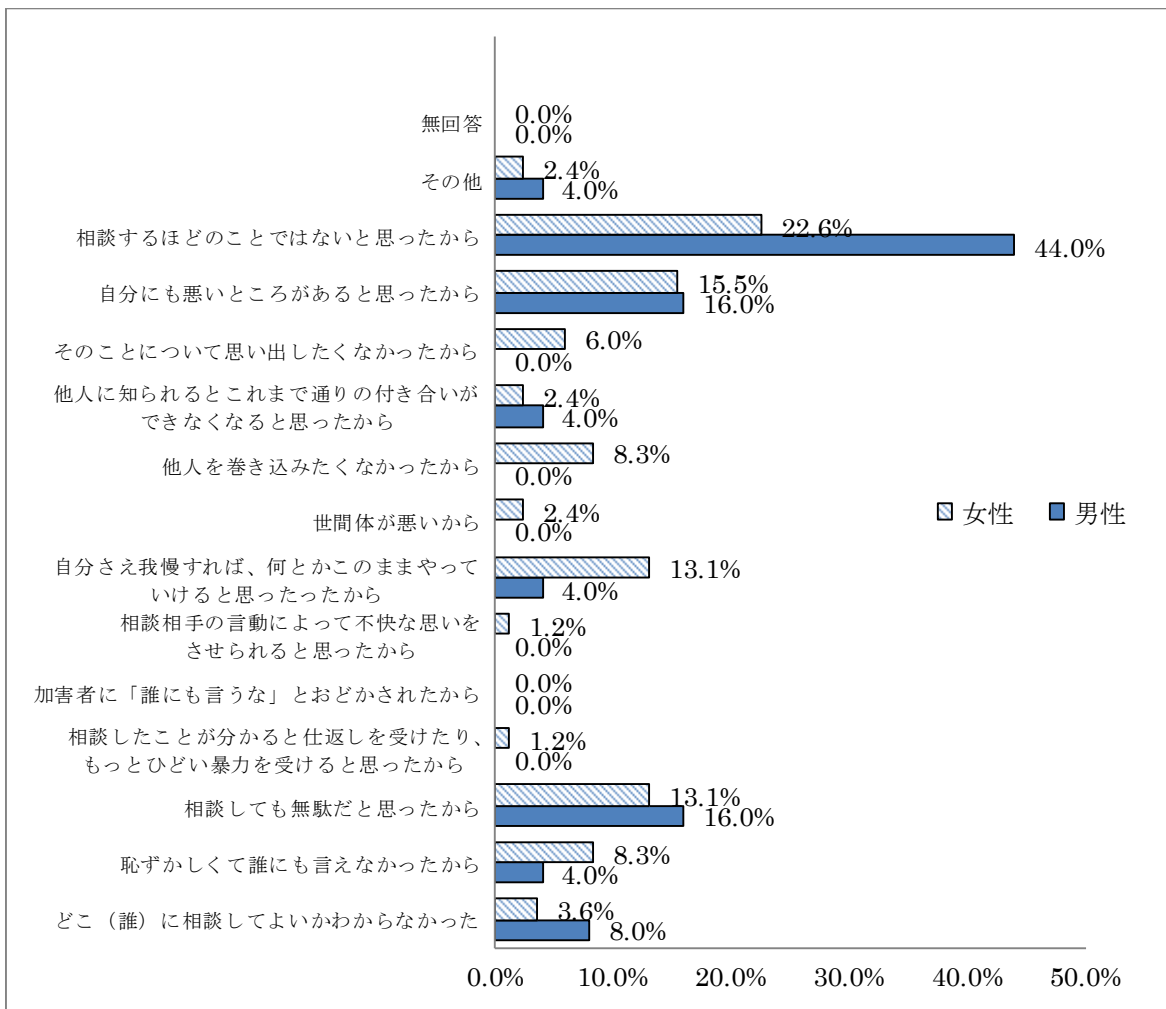
なお、このようなことから、被害者の安心と安全を確保する適切・迅速な保護対応、相談員の相談スキル向上等による相談体制の充実、配偶者からの暴力のある家庭で育つ子どもや交際相手からの暴力(デートDV)被害者への支援のため関係課・県・関係機関との連携強化を図り「瀬戸内町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的な取組を推進します。

【配偶者等から暴力を受けた経験のある人の状況】



資料：平成30年度実施 瀬戸内町「町民意識調査」

【配偶者等から暴力を受けたが、どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)理由】



資料：平成30年実施 瀬戸内町「町民意識調査」

男女共同参画施策	内 容	担当課
39 被害者の安心と安全確保の充実	被害者の安全確保のために、一時避難先の確保や住民基本台帳事務における閲覧の制限及び支援措置など、適切に対応します。	企画課 保健福祉課 町民生活課
40 被害者の早期発見に向けた体制の充実	<p>被害者や配偶者等から暴力の影響を受けている被虐待児童を早期発見し、被害者の安心・安全の確保を図るため、協力・連携が要請される保健・医療機関及び学校関係者などに対して、「配偶者暴力防止法」や「児童虐待防止法」に基づく通報制度などの周知を図っていきます。また、被害者等が早期に相談の窓口につながるよう、公共施設のトイレに相談カードを設置します。</p> <p>あらゆる分野で相談に携わる職員（人権擁護委員・民生委員・児童委員等）に対しては、配偶者からの暴力に関する情報の提供及び研修等へ参加を働きかけるなど、学習の機会を提供します。また、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底に配慮します。</p>	企画課 町民生活課 保健福祉課 教委総務課
41 夫婦間の問題で起きる暴力により影響を受ける子どもへの支援	DVを目撃したり、怒鳴り声を聞く家庭環境は、子どもに大きなストレスを与え、成長しても対人関係がうまく築けないなど、子どもの成長に計り知れない影響を与えます。そのため、子どもの心情や状況に寄り添う対応に留意し、被害者の安全を守る必要があります。また、被害を受けている親子の安全・安心の確保を図るため、「児童虐待防止法」に基づく配偶者等から暴力を受けている被虐待児童の通告、「配偶者暴力防止法」に基づく加害者による連れ去り及び接近禁止命令制度など、子どもへの不当な接触に対応するための適切かつ迅速な運用を関係機関が連携して取り組みます。	企画課 教委総務課 保健福祉課 町民生活課

<p>42 交際相手からの暴力(デートDV)の被害者支援</p>	<p>若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力について、若年層が参加する行事等で啓発リーフレットを配布するなど、多様な機会を捉えて相談のニーズに応えます。また、教職員等学校関係者に対しては、若年層からの相談に適切かつ迅速に対応していただけるよう、男女共同参画に関する情報や学習の機会を提供します。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎男女共同参画に関する講演又は授業等 (かごしま県民交流センター) ◎配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画 	<p>企画課 教委総務課 町民生活課 社会教育課</p>
<p>43 相談スキルの向上に向けた相談環境・相談体制の充実</p>	<p>相談に携わる各種相談員及び民生委員・児童委員等に対し、被害者の早期発見と安全・安心の確保のため、対応マニュアルの周知徹底を図ります。また、二次被害の防止のため、個人情報の保護と守秘義務の徹底及びそれら関係者の相談スキルの向上に向けて、国・県等が行う研修へ参加を働きかけるなど、相談体制の充実を図ります。</p>	<p>企画課</p>
<p>44 被害者の生活再建に向けた支援</p>	<p>生活保護や児童手当等の給付制度、母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金等の貸付金制度など、保育に関する各種サービスについて、情報提供を行うとともに、利用促進を図ります。</p> <p>また、関係機関・団体等が連携し、就労に関する相談対応や支援、技能取得等に関する情報提供を行います。なお、相談支援関係者に対し、個人情報の保護と守秘義務を徹底します。</p>	<p>企画課 町民生活課 保健福祉課 商工観光課</p>

【重点的に取組むこと5】

生涯を通じた男女の健康支援

◆現状と課題

生涯にわたって心身ともに健康で自立した生活を送るためには、病気や介護の予防に重点を置いた心と体の健康の維持と快適で質の高い生活の確保・継続が重要です。特に女性は、妊娠・出産、女性特有の疾病等を経験する可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することもあることから、多様なライフステージに応じて、健康にかかわる適切なサービスを受けられることは、自らの主体的な選択により生涯にわたり自己実現を可能にするためには必要なことです。

また、望まない妊娠が、女性の健康や長期的なキャリア形成、ライフプランに影響を及ぼし、個人の能力発揮の阻害要因となることに注視し、特に、思春期、若年期において妊娠について正しい理解を深めることが必要です。

性に起因する暴力の被害者も、不妊や育児に悩み不安を抱えるのも多くは女性であり、このような女性が周囲から孤立する傾向にあります。女性が直面するこのような困難な状況の背景には、社会における女性の性と生殖をめぐる誤解や偏見、男女の不平等な関係があり、女性が生涯安心した性生活や健康な生活を営むことができるよう、「性と生殖に関する健康と権利の尊重（リプロダクティブヘルス/ライツ）」への理解の浸透と取組みの推進が求められます。

一方、男性は、高齢期に引きこもりや孤立など心の健康に起因する問題に直面し、その理由として、男性が社会通念上の「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立しやすいことが考えられます。

また、性的マイノリティ（LGBT）の人権が尊重されるためには、心と体の性差及び性の多様性についての理解を深め、心身及び健康についての正確な知識と情報を得るとともに、適切な健康支援等を受ける機会が確保されていることが必要です。

このような状況を踏まえ、すべての女性が、思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期の各段階やそれぞれの多様なライフステージに応じて、健康に関わる適切なサービスを受けることができ、男女が生涯にわたって、性差による身体的特徴や性別により社会的に振り分けられる立場の違いにより直面する健康上の問題への対応を図り、「男女の人権の尊重」の観点からの健康支援に取り組むとともに、性に関する正しい理解を促進する教育、広報・啓発を進める必要があります。

●取組の方向 (1) 生涯を通じた女性の健康支援

女性は、妊娠、出産の可能性があり女性特有の疾病もあることから、男性とは異なる健康上の問題に直面するとともに、就業や婚姻をめぐる社会情勢や環境の変化等に伴い、健康に関わるニーズが多様化しています。

このため、女性特有の子宮頸がんや乳がん、骨粗しょう症等の早期発見・早期治療のために健診の受診率の向上に努め、健康教室の実施により予防の知識の普及啓発に取り組むとともに、妊娠・出産にかかわる一人ひとりの多様な状況に個別相談や訪問指導で対応し、妊娠・出産・育児の不安やストレスによる産後うつ等の状況改善、虐待傾向やハイリスク妊産婦等の早期発見につながる重要な役割を果たしています。

一方で、未婚や若年、DV被害を受けているため、サービスへのアクセスが困難な人や、不妊や望まない妊娠により困難な状況に置かれている人は誰にも相談できずに孤立する傾向にあることから、支援が届いていないことが考えられます。

このような状況を踏まえ、潜在する相談・支援に関わるニーズを掘り起こし、性と生殖に関する健康・権利の尊重の観点からすべての女性が、思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、老齢期等の多様なライフステージに応じて、健康に係わる適切なサービスを受けることができる機会を確保し、それぞれの個性と能力を発揮し、希望する自己実現が図れるよう生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
45 妊娠・出産・育児期における健康支援	<p>妊娠・出産・育児期における切れ目の無い支援の取り組みとして、母子健康手帳交付時における個別相談や、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の確実な受診を確保するとともに、助産師や保健師による訪問指導等を実施します。</p> <p>取組に当たっては、対象となるすべての女性に、相談・支援に関わる情報の入手やサービスを受ける機会が確保されるよう、多様な機会を捉えて周知を図り、潜在するニーズの掘り起こしを行います。また、不妊や望まない妊娠の相談対応も充実させます。</p>	<p>企画課 商工観光課 保健福祉課</p>

<p>46 女性特有の疾患の早期発見に向けた健診受診率向上、予防等についての啓発</p>	<p>子宮がん・乳がんの早期発見、骨粗しょう症の早期発見・予防に向けて、検診受診率の向上及び生活習慣病予防に関する啓発を行うとともに、健康相談などを実施します。取組に当たっては、多様な立場の女性が受診しやすいよう実施日時等に配慮します。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <p>◎がん検診</p>	<p>企画課 保健福祉課</p>
<p>47 性に関する正しい理解の促進に向けた教育の推進、広報・啓発</p>	<p>性に関する諸問題が、特に女性の「個人の尊厳」と「個人の能力発揮」に影響を及ぼすことについて、児童・生徒の発達段階に応じて理解が深まるよう、学校での性教育などに取り組んでいきます。取組に当たっては、性に関する心身の発育・発達と健康、性感染症の予防に関する知識の習得、生命の尊厳や自己及び他者への尊重、望ましい人間関係を構築することの大切さなどについて、男女の人権尊重の理念に留意しながら実施していきます。</p> <p>また、性に関する諸問題において当事者となりやすい若年層に対し、男女共同参画に関する広報・啓発活動を通じて、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）の正しい理解が深まるよう情報提供に取り組めます。</p>	<p>企画課 保健福祉課 教委総務課</p>

●取組の方向 (2) 生涯にわたる男女の健康の包括的支援

生涯にわたる男女の健康の保持・増進を図るためには、一人ひとりが、自分の健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、心身及びその健康についての知識の取得や情報の入手ができ、男女の身体的違いや、生活習慣、意識、就労状況及び生活環境の違いによるニーズの違いを踏まえた健康づくりへの支援を受けられることが必要です。そのうち、男性の健康づくりへの支援については、長時間労働等の男性を中心とする労働慣行による心身の健康への影響を注視するなど男女共同参画の視点を踏まえる必要があります。

このようなことから、心身及びその健康についての正しい知識の普及と個人の健康意識の向上に向けた広報・啓発、性差に配慮する健康相談の実施、男女のニーズを踏まえた健康づくりの支援等に取り組みます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
48 町民一人ひとりの健康意識の向上に向けた広報・啓発	<p>あらゆる世代にわたり健康意識の向上が図られるよう、健康に関する正しい知識の習得と情報の入手の機会の確保に取り組みます。取組に当たっては、広報紙へ健康に関する記事を掲載するとともに、講座等を実施するなど、多様な機会を捉えた広報・啓発に取り組みます。</p> <p>また、情報が届きにくい傾向にある若い世代へ情報発信等の工夫を行い、情報等の内容については、性差や性別によるニーズの違いに配慮します。さらに、学校においても児童・生徒が健康の大切さを認識し、自己の健康を管理し、健康づくりを実践する力を培う教育に取り組みます。</p>	企画課 保健福祉課 教委総務課 社会教育課
49 性別に由来する男女のニーズを踏まえた健康づくりの支援	<p>男女の生活環境の違い（生活習慣・意識・就労状況等）に由来するニーズの違いを踏まえて、一人ひとりがそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、生活習慣病の予防及び改善に向けたメンタルヘルスケアに関する情報を提供するとともに、健康相談の機会を設けます。</p>	企画課 保健福祉課

	<p>男性は悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立する傾向があり自殺者も多いため、特に男性に対する自殺の予防対策に取り組みます。取組に当たっては、男性が相談の機会につながるができるよう工夫し、支援が必要な人の多様な状況に対応できるように配慮します。</p>	
50 潜在する傾向にある相談支援のニーズへの対応	<p>社会における無理解や偏見により、相談の機会を必要とする人が潜在する傾向にあります。そのような人達が安心して相談できる場づくりを関係機関が連携し取り組みます。</p>	<p>企画課 保健福祉課 関係各課</p>
51 スポーツ活動・運動を通じた健康づくりの支援	<p>生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送るため、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が健康を享受することができ、また、高齢期の生活自立が可能であるように、スポーツ活動を通じた健康づくりを支援します。</p> <p>取組に当たっては、固定的性別役割分担意識に基づく男女の運動習慣の違いや障がいのある人、加齢により身体機能が低下している人への対応に配慮します。</p>	<p>企画課 社会教育課 保健福祉課</p>

【重点的に取り組むこと6】

生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

◆現状と課題

高齢化の進行や共働き世帯、単身世帯及びひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加等により、幅広い層で生活困窮者や社会的孤立などの生活上の困難を抱える人や家族が増加し、それが潜在化する傾向にあります。

特に女性は、出産・育児等による就業中断、賃金等処遇の男女格差、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する暴力などにより、男性に比べて複合的な生活上の困難を抱えやすくなっています。さらに、障がいのある女性や外国人の女性は、障がいがある・外国人であるということに加えて女性であるということによる偏見や差別的取扱いにより、複合的に困難な状況にある場合が少なくありません。

一方、男性においても、家庭や職場における固定的性別役割分担意識に基づく慣行が家族や地域との関わり方、仕事優先の生き方に影響を及ぼし、単身世帯や父子世帯、男性が介護中の世帯等で複合的に生活上の困難を抱える人が増加しています。

また、若年層においても、不登校・引きこもりなどの社会的孤立や未就労者・非正規雇用者の増加による貧困等の課題が顕在化しています。若年層における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を受けた就業や健康等の問題は、高齢期の生活の不安定と自立の困難な状況につながる傾向が見られます。

さらに、性的少数者においては、偏見や差別的取扱いによる生活上の困難が潜在化する傾向にあることや、災害が発生すると平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況への配慮がなされずに、被災者の心身の回復や生活再建に影響を及ぼし、被災地の復興を遅らせる要因にもなることについて、対応が求められています。

このように、多様化、複雑化する生活上の困難や課題については、性別に由来する偏見や差別的取扱い、家庭・職場・地域における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を受けていることから、関係課・関係機関等の連携及び地域コミュニティ等あらゆる主体との協働により、男女共同参画の視点を踏まえて、複合的に困難な状況にある人の生活の安定と自立に向けた包括的な支援に取り組む必要があります

●取組の方向 (1) 複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた男女用同参画の視点を踏まえる包括的な支援

ひとり親家庭、不登校やひきこもり等の状態にある若年層、高齢者、障がいのある人等の複合的に困難な状態は、性別に由来する偏見や差別的取扱い、家庭・職場・地域における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行に影響を受けており、世代をわたり引き継がれる傾向にあることを注視し、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりの多様な状況に対応した生活の安定と自立に向けた、包括的な支援に取り組みます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
52 ひとり親家庭等の個々の多様な状況に応じた支援	ひとり親家庭については、個々の多様な状況に応じて仕事と育児、介護や看護の両立を目指すことを目的に、子どもの状況や将来にわたる影響を踏まえた上で、医療費の助成及び家庭の経済的支援を実施し、また、ひとり親の心身の健康相談への対応や就労支援に関係機関が連携して取り組みます。さらに、地域で孤立しがちなひとり親家庭や未婚者が必要とする支援につながるよう、潜在する実態とニーズの把握も行います。取組に当たっては、個々の多様で複合的な困難な状況へ対応するため、固定的性別役割分担意識に基づく画一的な男性像・女性像や思い込みに留意しながら、男女の身体的特性、性別に由来する差別的取扱いの影響に配慮します。	町民生活課 保健福祉課
53 障がいのある一人ひとりの多様な状況に応じた支援	障がいのある子どもが、安心・安全に暮らしながら、社会参加するための力を培い将来に向けて自立していけるよう、特別支援学級において教育支援を実施します。取組に当たっては、障がいのある一人ひとりの多様な状況に応じた福祉サービスの提供や権利擁護等の相談支援体制の整備を行います。	教委総務課 保健福祉課

	<p>また、相談支援については、個々の多様で複合的に困難な状況が、固定的性別役割分担意識に基づく画一的な男性像・女性像、家族像や思い込みに影響されず、かつ、「男女共同参画の視点」を踏まえた男女の身体的特性、性別に由来する差別的取扱い、配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力や虐待との不可分な関係にあることなどに留意しながら、関係機関が適切・迅速に対処するよう配慮します。</p>	
54 高齢者一人ひとりの多様な状況に応じた支援	<p>高齢者が安心・安全に暮らし、自立した生活が実現できるよう、就業や社会参加の支援等に関係機関が連携し取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行に留意しつつ、一人ひとりの多様な状況に応じた適切な医療・介護サービスの提供、介護予防等の健康面や生活面・経済面での支援を実施します。</p>	保健福祉課
55 子どもや若者一人ひとりの多様な状況に応じた支援	<p>教育・福祉の関係者をはじめ、地域のコミュニティやボランティア等が連携して、子ども一人ひとりの多様で複合的な困難な状況に応じた生活・学習面及び家庭への支援を行うとともに、子どもに対する虐待や性犯罪などを未然防止・早期発見することにより、被害者である子どもが将来に影響を及ぼさないよう心身の回復に努めます。</p> <p>また、社会生活上の困難に直面する若者及びその家族に対し、相談対応や就労支援、配偶者や交際相手からの暴力や性犯罪等の被害者の尊厳回復及び自立に向けた支援等、若者一人ひとりの多様な状況に応じた包括的な支援に取り組みます。</p>	企画課 教委総務課 町民生活課

56 外国人・性的少数者一人ひとりの多様な状況に応じた支援	外国人または、性的少数者であることで複合的に困難な状態に陥りやすい人達に対し、適切・迅速に相談から支援につなぐ包括的な支援を行えるよう、関係機関が連携して取り組みます。	企画課
57 災害時の複合的に困難な状況における男女の多様なニーズや性別に起因するニーズへの対応	<p>災害時の避難所運営が主に男性によって行われると、女性や子育て家庭のニーズが十分に反映されず、複合的に困難な状況に直面する人が平時より増加します。避難所運営に当たっては、「瀬戸内町避難所運営マニュアル」を策定し、安全やプライバシーを守るよう努めます。</p> <p>また、男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズを把握し、女性、高齢者、障がい者、外国人等災害時に困難を抱えやすい人々への対応及び災害時における配偶者等からの暴力など性別に由来する諸問題への対応として、相談の機会を設けます。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <p>◎男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府）</p>	総務課 企画課

●取組の方向 （2）誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る
取組の推進

生活上の困難や課題を抱える人を支える様々なサービスの提供、子育てや介護に係る多様化・複雑化するニーズへの対応、支援を必要とする状況にある人をできるだけ早期に支援につなげる体制の整備に取り組みます。

また、それぞれの地域においては、一人ひとりの尊厳の尊重と住民参加を基本とする住民の人々の支え合いによる地域福祉を推進し、地域コミュニティや地域活動を実践する人材など多様な主体との連携・協働による切れ目の無い支援体制の整備に取り組み、「男女の人権の尊重」を基本理念とする男女共同参画意識の涵養を図る啓発を推進します。

男女共同参画施策	内 容	担当課
58 一人ひとりの人権が尊重される生活環境に向けた、男女共同参画意識の啓発	性別や障がいの有無、国籍などから発生する様々な偏見や差別的取扱いが、「男女の人権の尊重」を基本とする「個人の尊厳」「男女平等」「個人の能力発揮」の実現を阻害し、また、生活困窮及び社会的孤立を抱える要因になるため、男女共同参画意識の啓発を推進します。	企画課
59 子育て・介護に係る困難を支える基盤整備	民生委員及び児童委員等と連携した子育てについて、延長保育や放課後学童保育などの保育サービスを充実させ、潜在する困難な状況の早期発見及び多様な機会を捉えた相談支援などに取り組みます。また、介護については、要支援者の早期発見と早期支援のため、多様な介護サービスの提供及び相談支援をとおして、地域での安否確認や見守り活動に取り組みます。	教委総務課 保健福祉課 町民生活課
60 町民その他様々な主体の連携・協働による切れ目無い支援体制の整備	「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援、就労支援及び居住確保支援等の充実が図られるよう、地域住民や地域コミュニティ、サービス提供事業所など多様な主体が連携・協働し、また、様々な支え合い活動を行いながら、切れ目の無い支援体制を整備します。	企画課 保健福祉課 商工観光課

【重点的に取り組むこと 7】

男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

◆現状と課題◆

地域コミュニティは、家庭に次ぐ最も身近な暮らしの場であり、子どもから高齢者まで多世代にわたる多様な人々で構成され、地域生活の多岐にわたる課題の解決に向けて、性別や世代、就労状況等に係わらず多様な住民の参加により地域づくり活動を行うことが期待されていますが、中核となる人材や活動の参加者の高齢化や固定化により、活動の停滞や地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。

平成 30 年の「町民意識調査」によると、「地域における活動」について「特に何もしていない」と回答している人の割合が 24.4%で最も多く、「自治会・町内会などの地区を単位とした団体活動」に参加している人は 19.3%、次いで、「婦人会、老人クラブ、青年団などの団体活動」が 13.9%となっています。

一方、自治会における地域の方針決定への女性の参画の状況については、区長に占める女性の割合が 15.6%（平成 30 年 5 月現在）であり、「町民意識調査」によると、地域社会の中における「男女の地位の平等感」について、女性の 30.0%、男性の 42.2%が平等と回答している一方、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた女性の割合は 46.6%で、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」及び「女性の方が非常に優遇されている」の 11.0%に比べて、30 ポイント以上も高くなっています。

地域コミュニティにおける「共助」の力量が高まるよう、地域コミュニティにおける男性主導、固定的性別役割分担意識に基づく組織運営や活動における慣行の見直しを進めるとともに、地域貢献への意欲や様々な知見・技術を有しているながら地域コミュニティにおける活動に参加するきっかけがない人の活用や、女性をはじめ多様な人々の参加を促進し、多様な住民ニーズを汲み取る仕組みをつくる必要があります。このような取り組みは、地域社会の多様化や地方分権の進展に伴い要請されており、町民への男女共同参画と協働の視点を踏まえた地域コミュニティづくりについての理解を深める学習機会の提供、相談支援等を行う必要があります。

●取組の方向 (1) 男女共同参画の視点に立った共助による地域コミュニティづくりへの支援

地域コミュニティは、誰もが安心して暮らすことができるために、自治性と共同性を発揮し多様な地域課題の解決を図る場です。

本町においても、高齢者の見守りなどを様々な団体との連携・協働により進めています。住民の多様化や高齢化、地域の連帯感やコミュニティへの帰属意識の希薄化により、地域によっては人々の支え合いによる活動を行うことが難しく、行事の消化に追われ、共助の機能が低下する状況も見受けられます。

このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおいて、男性主導や固定的性別役割分担意識に基づく組織運営や活動における慣行が見直され、方針決定過程への女性をはじめ多様な人々の参加が促進されるよう、男女共同参画の視点を踏まえたコミュニティづくりに関する出前講座を実施するなど、コミュニティ施策との連携による学習機会の提供、相談対応等による支援に取り組めます。

男女共同参画施策	内 容	担当課
61 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	地域コミュニティづくりにおける「男女共同参画の視点」の必要性について理解を深めるため、講座等を開催し、学習機会の提供及び相談対応に取り組めます。	企画課 社会教育課
62 地域コミュニティにおける協働の手法を活用した地域づくり活動	住民自治の「共助」の場である地域コミュニティにおいて、地域に潜在する多様な人材等の知見や情報を取り込み、また、技術ネットワーク等の資源を活用しながら、多様な地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。	企画課 社会教育課

●取組の方向 (2) 男女共同参画の視点に立った多様な住民の参加を進める取組の促進

地域づくりに女性や若い世代、障がいのある人など多様な町民の参加が促進されると、防犯・防災、健康づくり、介護、子育て支援、配偶者等からの暴力や虐待の防止、生活困窮などの生活上の困難や・社会的孤立の状態にある人への支援など多様な地域課題や住民ニーズへの対応力が高まり、活動の深化を図ることが期待されます。

しかしながら、地域づくりは住民参加が基本であるにもかかわらず、地域によっては、住民ニーズを汲み取る話し合いの場で、依然として女性や若い世代等が発言しにくいという状況があり、地域における「共助」の力量を削いでいます。

このため、地域コミュニティにおいて、性別や世代、就労状況等に係わらず多様な人々による住民参加が促進されるよう、一人ひとりが尊重され、誰もが気軽に参加し、発言できる話し合い活動の支援、男女共同参画の視点に立ったコミュニティづくりを担う人材育成を行います。

男女共同参画施策	内 容	担当課
63 地域コミュニティにおける一人ひとりが尊重される話し合い活動の普及	<p>地域づくりに住民参加を促進するため、多様な立場を超えて誰もが気軽に集い、一人ひとりが尊重される話し合いの場を提供するとともに、活動の普及に努めます。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <p>◎サロン</p>	企画課
64 「男女共同参画の視点」に立った地域コミュニティづくりを担う身近な人材の育成	<p>日常の営みの中で、地域コミュニティに潜在する困難な状況にある一人ひとりに寄り添い、コミュニティとの関わりを作り出す人材の育成に取り組みます。そして、「男女共同参画の視点」に立った地域コミュニティづくりに向け、地域の住民の参加を呼びかけてもらいながら、多様な状況にある人の「出番と居場所」づくりを行っていきます。</p> <p>【具体的施策の例】</p> <p>◎鹿児島県男女共同参画地域推進員</p>	企画課 保健福祉課 社会教育課

第4章 計画の推進

1 推進体制の充実

この計画を総合的かつ計画的に推進するために、町の推進体制の充実を図り適切な進行管理を行うとともに、国・県その他の関係機関と連携を深め、町民・事業者等との協働による取組みを進めます。

1) 瀬戸内町男女共同参画推進会議

男女共同参画社会の形成をめざし、町の男女共同参画関連施策を総合的に推進するために、副町長を会長とした瀬戸内町男女共同参画推進会議を運営するとともに、庁内全課による横断的な体制を構築し、計画を積極的に進めるための推進体制の整備を図ります。

2) 瀬戸内町男女共同参画懇話会の運営

「瀬戸内町男女共同参画懇話会設置要綱」に基づき、有識者や関係団体の代表等から成る男女共同参画懇話会を設置し、基本計画の策定や町の施策の進捗状況、男女共同参画の推進に関する事項について研究・協議を行うとともに、必要に応じて町長に対して答申を行います。

3) 庁内全課で構成する幹事会等での定期的な分析・評価の実施

計画に基づく町の取組を確認するために設定する指標の進捗や各事業の推進状況について、庁内全課で構成する幹事会等において定期的に分析・評価を行い、施策を効果的に推進します。

4) 男女共同参画条例（仮称）の整備に向けた研究等について

男女共同参画を推進する条例の制定に向けて、町の特性や状況を踏まえて男女共同参画懇話会とともに研究します。

また、男女共同参画社会の形成に向けて町の実態を把握するために、町民意識調査や男女共同参画社会の形成に関する情報収集を行い、その結果や情報を町民へ提供します。

2 町民との連携・協働

1) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

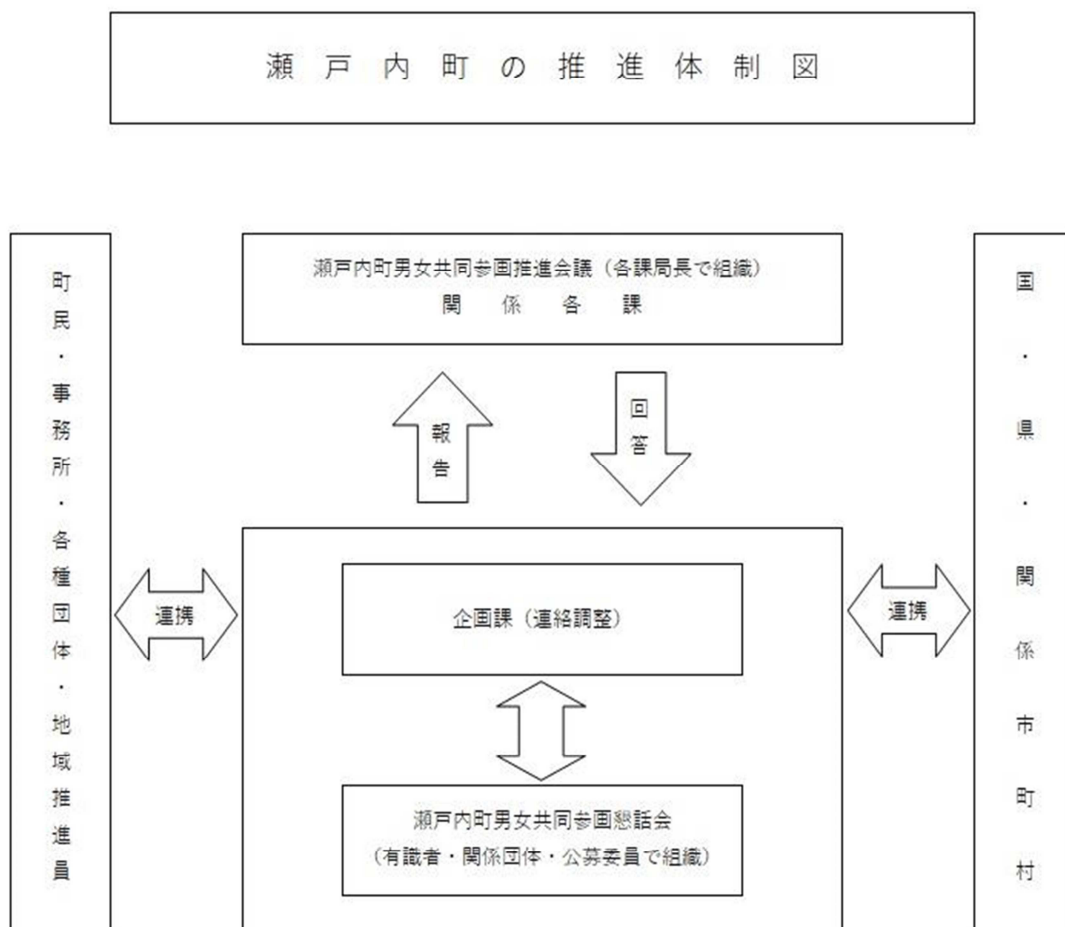
男女共同参画社会の形成に向けた施策の展開に当たっては、国・県の動きに連動するとともに、近隣自治体・関係機関と連携・協力します。

2) 町民との協働

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、町民一人ひとりの男女共同参画意識に基づく家庭、地域、職場等生活に身近な場における行動にかかっており、町民一体となって進めるために町民との協働が要請されます。

町民との協働により進める整備に向けて、生活に根差して身近に男女共同参画を進める人材を幅広い層で計画的に養成します。

瀬戸内町の推進体制図



3 数値目標

番号	重点 目標	設 定 項 目	現 況		目 標 値		担 当 課
			数値	年度	数値	年度	
1	1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	58.6	30	80%以上	35	企 画 課
2	2 3	町の審議会・委員会に占める女性の登用率	17.6%	30	30%	35	総 務 課
3	2 3	町職員の管理職に占める女性の割合	0%	30	12.5%	32	総 務 課
4	2 3	採用者に占める女性の割合	43.8%	30	50%	35	総 務 課
5	1 2 3	職員の育児休業取得率	男 性 0 % 女 性 100%	30 30	男 性 10% 女 性 100%	31 31	総 務 課
6	1 2 3	男性職員の特別休暇取得率 出産補助休暇 育児参加休暇	100% 10.0%	30 30	100% 10.0%	32 32	総 務 課
7	5	子宮頸がん検診受診率	19.3%	30	40.1%	34	保健福祉課
8	5	乳がん検診受診率	20.3%	30	50.1%	34	保健福祉課
9	5	特定健診受診率	36.7%	30	50.1%	34	保健福祉課
10	5	妊娠 11 週以内での妊娠の届出率	91.0%	30	100%	32	保健福祉課
11	2	女性農業委員数	2 人	30	2 人	32	農業委員会
12	2	女性認定農業者数	3 人	30	5 人	32	農 林 課
13	2	女性農業経営士の認定者数	1 人	30	2 人	32	農 林 課
14	2	家族経営協定締結数	3 組	30	4 組	32	農 林 課
15	1 2 3	防災会議の委員に占める女性の割合	8.3%	30	15%	35	総 務 課
16	1 2 3	瀬戸内町女性消防団員の割合	11.1%	30	15%	35	総 務 課
17	4	DVという用語について知っている人の割合	73.8%	30	80%	35	企 画 課 保健福祉課
18	7	県男女共同参画地域推進員数	2 人	29	3 人	35	企 画 課
19	2 3 6	保育所等待機児童数	5 人	30	0 人	35	町民生活課